

新型コロナウイルス感染症における検体搬送・患者移送業務委託 質問受付及び回答一覧

受付通番	受付日	質問番号	質問内容	回答
1	10月20日	1	<p>企画提案仕様書1頁</p> <p>検体搬送業務⑦「どの時間帯に搬送するのは、日毎に保健所指示に」 患者移送業務 ③「県から依頼を受けた時に出勤できる体制を取る」 →どの時間に運行の可否の連絡が来るのでしょうか。</p>	<p>【検体搬送業務】 基本的に、朝は県の始業時間である8時30分頃には、保健所に到着してください。当日の予定を指示します。</p> <p>【患者移送】 前日に連絡がある場合もありますが、おおむね2時間程度前に連絡がある見込みです。</p>
2	10月20日	2	<p>企画提案仕様書1頁</p> <p>検体搬送業務⑤「予備車両を2台確保し」 →予備車両については、毎日営業所待機が必要であるとの認識でよろしいでしょうか。稼働しない場合「基本経費」のみ請求は可能でしょうか。</p>	<p>毎日待機する必要はありませんが、追加の搬送依頼があった場合に対応ができる体制の整備をお願いします。 待機車両について基本経費の算出が必要な場合は、見積書の「基本経費」に計上してください。</p>
3	10月20日	3	<p>企画提案仕様書2頁</p> <p>検体搬送業務 ⑧イ「検体搬送容器は三重梱包の容器とし、本委託の経費に含めるものとする」 →この表現から「検体搬送容器」は県方でご用意頂けるものとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>受託者の負担となります。 「委託の経費に含める」ことから、あらかじめ必要経費として、22万円程度を見積書の経費に含めてください。</p>
4	10月20日	4	<p>企画提案仕様書2頁</p> <p>検体搬送業務 ⑧オ「検査票の写しは翌日までに保健所に提出する」 →衛生環境研究所搬送完了で業務終了とし「検査票(写し)」は翌日、別乗務員が届けることでも可能でしょうか。</p>	<p>可能です。</p>